

議案第 7 号

安曇野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

安曇野市スポーツ推進審議会条例(平成18年3月27日条例第27号)第3条の規定により、
安曇野市スポーツ推進審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成26年7月28日 提出

安曇野市教育長職務代理者 北條 英明

安曇野市スポーツ推進審議会委員

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

No.	委員	氏名	所属・職歴	新任再任別
1	1	下里 安生	安曇野市体育協会 会長	再任
2	1	西村 義夫	安曇野市スポーツ少年団 本部長	再任
3	1	丸山 義春	安曇野市スポーツ推進委員会 会長	再任
4	1	斎藤 和彦	穂高早起き野球連盟事務局 穂高剣道スポーツ少年団代表者	新任
5	1	塙田 啓子	ジュニアダンスうんどうおひさま隊代表	新任
6	1	古澤 栄一	元安曇野市スポーツ振興計画策定委員会会長	再任
7	1	加々美 浩一	元安曇野市スポーツ振興計画策定委員会副会長 安曇野市スポーツ少年団明科支部長	再任
8	1	小林 いづ子	松本市役所スポーツ推進課	新任
9	1	臼井 良臣	総合型地域スポーツクラブ「スポネット常念」代表	再任
10	2	宮島 義征	安曇野市体育協会 事務局長	再任
11	3	勝家 昌昭	校長会推薦 小中学校代表	新任
12	3	黒岩 宏成	安曇野市行政評価外部評価委員会委員 前安曇野市議會議員	新任
13	3	小林 紀之	前安曇野市議會議員	新任

安曇野市スポーツ推進審議会条例 第3条2項により以下のとおり定められております。

- (1) スポーツに関する学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号のほか、教育委員会が特に必要と認める者

○安曇野市スポーツ推進審議会条例

平成18年3月27日条例第27号

改正

平成23年12月26日条例第27号

安曇野市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、安曇野市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号のほか、教育委員会が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の安曇野市スポーツ振興審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている安曇野市スポーツ振興審議会の委員は、この条例の施行の日に、改正後の安曇野市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により安曇野市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第3項の安曇野市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正）

3 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

タイトル	安曇野市スポーツ推進審議会への諮問について
諮問事項	安曇野市体育施設管理及び運営等に関する見直しについて
要旨	<p>安曇野市体育施設条例、学校施設使用条例等で規定されている、開閉場時間・使用時間・休場日、予約方法に体育施設、地域により違いがあるため、見直しする必要がある。</p> <p>使用料について、平成 27 年 10 月の消費税引き上げに伴う見直し、また使用料の減免基準について、現在の基準によると殆どの団体が減免されることになり、公平性、受益者負担の観点から現在の基準が妥当であるか検証、見直しする必要がある。</p> <p>以上、安曇野市体育施設管理及び運営等に関する見直しについて、安曇野市スポーツ推進審議会へ諮問したい。</p>
説明	<p>第 1 現状及び課題</p> <p>1 開閉場時間、休場日及び臨時休場日</p> <p>(1) 終了時間について、体育館などの屋内施設は 21 時 30 分まで、屋外施設については施設により異なる。また予約システム上のコマ割りが豊科地域は 1 時間単位、その他の地域では 30 分単位とそれぞれ異なっている。1 時間未満利用の場合の料金は、1 時間として計算されている。</p> <p>(2) 体育施設の定期休館日は豊科地域には設定されておらず、豊科以外の地域には月曜日が設定されており、市内一律ではない。</p> <p>2 予約方法</p> <p>(1) 通常予約…各地域の担当窓口にて予約を行う。予約可能な期間は 2 ヶ月先まで（例：8 月中に予約可能なのは 8 月～10 月末まで）ただし、偶数月毎の申請になるため、奇数月の 2 ヶ月先の予約はできない。</p> <p>(2) 抽選予約…豊科地域施設のみ、抽選を用いて一般予約開始日より前に予約することができる。</p> <p>(3) 優先団体…体協、スポ少に属する団体を優先団体としている（回数制限あり）。優先予約は一般予約よりも先に行なうことができ、地域毎に優先団体間の調整方法が異なる。豊科は優先団体の抽選を先に行ない、その後一般団体の抽選を行なう。</p> <p>3 使用料及び使用料の減免</p> <p>(1) 使用料（照明料等も含む）について、その殆どの施設は、平成 18 年施行以降改正していなく、料金が妥当であるか検証と、平成 27 年 10 月の消費税引き上げに伴い、</p>

適正な転嫁をする必要がある。

(2) 使用料の減免について、現在の基準によると殆どの団体が減免されることになり（市内のサークル等で、100分の50減免）、公平性、受益者負担の観点から現在の基準が妥当であるか検証、見直しする必要がある。（松本・大町市減免基準なし）

4 使用申請書の提出期限

(1) 豊科地域6施設が、使用開始する日の前6日までに提出、その他17施設は使用開始する日の前2日までに提出となっており、統一できていない。

5 その他

(1) 体育施設には社会体育施設と都市公園内体育施設（明科龍門渓公園・三郷文化公園・豊科南部総合公園）の使用料や減免基準が異なる。

※関連法令

- ①安曇野市体育施設条例
- ②安曇野市体育施設条例管理規則
- ③安曇野市学校施設使用条例
- ④安曇野市学校施設使用条例施行規則
- ⑤安曇野市都市公園条例
- ⑥安曇野市都市公園条例施行規則
- ⑦社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱

第2 今回の協議のポイント

上記、現状及び課題における、1開閉場時間、休場日及び臨時休場日、2予約方法、3使用料及び使用料の減免、4使用申請書の提出期限、5その他に係る安曇野市体育施設管理及び運営等に関する見直しについて、安曇野市スポーツ推進審議会へ諮問したい。

第3 今後の予定（スケジュール等）

期 日	内 容
平成26年7月28日	教育委員会（審議会委員、諮問事項）
平成26年7月31日	政策会議（審議会委員、諮問事項）
平成26年8月下旬	第1回安曇野市スポーツ推進審議会
平成26年9月中旬	第2回安曇野市スポーツ推進審議会
平成26年10月上旬	第3回安曇野市スポーツ推進審議会
平成26年10月	教育委員会（見直し・改正案）
平成26年10月	政策会議（見直し・改正案）

	平成 26 年 10 月	部長会議(見直し・改正案)
	平成 26 年 11 月	パブリックコメント
	平成 26 年 11 月	教育委員会(最終見直し・改正案)
	平成 26 年 12 月	政策会議(最終見直し・改正案)
	平成 27 年 1 月	法規審査委員会
	平成 27 年 1 月	教育委員会(見直し・改正案決定)
	平成 27 年 2 月	議會上程

C

O